

担当課	No.	意見の要旨	回答の要旨
子ども総務課	1	待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。	待機児童の解消に向け、令和5年度に認可保育所1施設、認定こども園1施設(私立幼稚園からの移行)の整備を行い、令和6年度は、保育定員を153人分拡充する予定でございます。今後につきましては、保育需要を見極めながら、私立幼稚園の認定こども園への移行などにより、必要な保育定員を確保とともに、私立幼稚園と連携し、引き続き、長時間預かりを推進して参ります。
子ども総務課	2	保育園の新型コロナ感染予防対策を継続するとともに、子どもの命を守るためにひとりひとりに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。	保育所の感染予防対策につきましては、国から示されている「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、引き続き対策をまいります。保育士の配置につきましては、既に国を上回る基準を設けているところでございます。
子育て支援課	3	さいたま市や他市でも、18歳までに拡大されると聞いている。川口市も18歳までの実施を早急にお願いしたい。	子ども医療費支給事業につきましては、さらなる子育て世帯への支援を充実させるため、この度令和6年10月診療分より通院・入院とともに18歳まで年齢を拡大し実施することとなりました。実施に向け遗漏のないよう準備して参りたいと存じますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
子育て相談課	4	発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護、自立支援、継続的な心のケア等に至るまでの一連の対策のさらなる強化を行ってください。	児童相談所や警察、子どもに関する機関等により構成している「川口市立保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組んでおりますが、令和6年4月には、全ての妊娠婦、子育て世帯、子どもまで一括的に相談支援を行つ「こども家庭センター」を設置し、支援体制のさらなる強化を図って参ります。
子育て相談課	5	ヤングケアラーに関する支援体制の構築について。	ヤングケアラー支援におきましては、支援の流れや支援ツールにつきましては具体的な支援の手法や検査方法などについて明文化し支援を開始しているところでございます。今後も幅広く周知を徹底するとともに研修や出前講座などを通じ啓発に努めて参ります。
保育運営課	6	自治体として、子どもの安全管理や適切な保育・支援が実施されているか指導監督する責任を重く受け止め、実地検査を継続して行ってください。	法令及び事故防止ガイドライン等に基づき、適切な保育が提供されるよう、各施設へ立ち入り調査等を実施しております。
保育運営課	7	どの保育事業であっても、受ける保育に格差が生まれないよう、職員配置基準・保育内容・保育料・保育設備・備品など、市が指導責任を持ち、監査体制を確立すること。	保育所や小規模保育事業所などの地域型保育事業所については、認可基準に応じた運営がなされているか、関係各課が連携を図りながら定期的に指導監査を行なうほか、認可外保育施設についても、運営の基準に則った指導監督を行っております。また、各施設を巡回指導する中で、保育内容等につきましても確認し、安全管理に配慮した保育の提供が行えるよう適宜指導しているところでございます。
保育幼稚園課	8	2人目の保育料の無償化をしてほしい。	第2子の保育料につきましては、国の制度に基づき、第1子が保育園等に在籍している場合か、保護者の市民税所得割額の合計が57,700円未満の場合に限り、半額としています。また、本市では国が定める基準額より約20%減額をしており、保育料の負担軽減に努めているところです。すべての第2子の保育料を無償とする場合、財源の確保に課題があることから、難しいものと考えております。
保育幼稚園課	9	出産後でも、継続して保育園を利用したい。	妊娠・出産要件で入所した場合の利用期間は「出産予定日の6週前の日が属する月の初日から出産予定日または出産日のどちらか遅い日の8週後の属する月の末日」となっております。出産後も、保育園を利用するためには、お子さんを家庭で保育できない場合に限られます。家庭で保育できない場合とは、保護者が就労している場合や介護をしている場合などが該当します。家庭で保育できる場合は、保育園を利用することはできませんが、保育園での一時預かりや子育て相談支援センターがございますので、ご活用ください。
青少年対策室	10	児童館、図書館、公園の充実などを、地域格差なく総合的に進めてください。	本市では、南平・芝・戸塚の3つの児童センターと、鳩ヶ谷こども館を開所しております。今後とも子どもの居場所づくりに関する国の施策等を注視しながら、地域における適正な配置や施設マネジメント方針を勘案し、関係部局と協議・検討してまいります。